

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
<p>PDCAサイクルの確立等</p>	<p>① 調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不断に改善する。</p> <p>② 統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。</p> <p>③ 誤りが発生している統計、公表の遅れが継続している統計、情報システムに問題がある統計などについては、BPRの手法も活用しつつ、外部の統計専門家の参加も得て、原因分析等を行い、統計作成プロセスやシステムの改修等を行う。</p> <p>④ 統計委員会が取りまとめる一般的な要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、実査、集計等個々の統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。</p> <p>⑤ 統計作成に関する標準的な業務マニュアルを作成し、BPR等の状況も踏まえ、定期的に見直す。また、当該マニュアルを踏まえ、統計ごとの業務マニュアルを作成し、定期的を確認する。</p> <p>⑥ 各府省と連携して、個別統計に関し、必要に応じ統計研究研修所も活用しつつ、統計精度検査を計画的に実施するとともに、平成29年度（2017年度）に実施した統計精度検査結果への対応状況も含めフォローアップする。</p> <p>⑦ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。その一環として、統計調査の調査計画を一元的に閲覧できるようホームページに掲載するとともに、事後検証の結果についても併せてホームページ上で閲覧できるようにする。</p> <p>⑧ システムを用いたエラーチェック等、データの審査を適切に実施する。また、統計に誤りが判明した場合には、あらかじめ策定した対応ルールに基づき、ユーザーに及ぼす影響も含め、ユーザーに対する迅速な周知を行うとともに、効果的な再発防止策を検討・整理して、府省内及び政府全体で共有する。</p> <p>⑨ 統計調査の担当者から独立した統計分析審査官による分析的審査を順次導入する。</p> <p>⑩ 公的統計でカバーしきれない分野について、政府関係法人等が作成する統計を利用しやすくするため、これら統計の品質等を評価するためのガイドラインを策定する。</p> <p>⑪ 内閣官房は、関係府省の協力を得て、一般統計調査について重要度に応じた区分を検討する。また、基幹統計とそれ以外の統計の区分の見直し、基幹統計の対象の絞り込み、一般統計調査との入替え等基幹統計として扱う統計の範囲について検討する。総務省は、これらの検討結果を踏まえて区分及び範囲を定めるとともに、必要に応じて区分及び範囲の見直しを行う。</p> <p>⑫ 基幹統計について、社会経済情勢の変化に対応した不断の見直しを行い、重要な一般統計調査についても、これに準じて対応する。その際、統計分析審査官が中心となって実施する分析的審査等の統計の管理の仕組みについて、統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。それ以外の一般統計調査については、効率化を徹底するとともに、統計作成の継続を含めた必要性について検証を行う。</p> <p>⑬ 統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コスト（作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外）を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。</p> <p>⑭ 統計委員会が定める方針の下、専門家（品質管理の専門家・実務家、研究者等）を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。</p>

これまでの統計委員会の意見	「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）における「IV 今後の取組」（資料1－2参照）の＜A：総合的な品質管理（TQM）の推進＞部分
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>① 「公的統計の総合的な品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年（2019年）9月30日統計委員会。以下「統計委員会建議」という。）及び「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年（2019年）12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）を踏まえ、PDCAサイクルの確立を図るため、「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」（令和2年（2020年）7月30日統計行政推進会議申合せ。以下「点検・評価ガイドライン」という。）を策定し、令和2年（2020年）10月から、各府省において、所管の統計調査について、調査計画の履行状況等に関する計画的な点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善を通じ、品質の確保に取り組んでいる。</p> <p>② 令和2年（2020年）9月に承認申請等に関する事務マニュアルを全面改正し、承認審査の基本的方針や視点ごとの考え方、重点化による迅速化の方法を具体化するとともに、PDCAサイクルの一環として、所管する統計調査について、各府省が自ら行う事後点検結果の承認審査への活用についても明記した。</p> <p>③ 情報通信業基本調査において、統計作成支援センターの知見も活用し、課題を検証・分析の上、調査票の抜本的見直し、標本調査化と当該標本設計のマニュアル化を実施した。</p> <p>④ 統計作成プロセス診断（第三者監査）の導入に向け、統計委員会における審議を効率的かつ集中的に実施するため、令和2年（2020年）10月に「点検検証部会」が「統計作成プロセス部会」に発展的に改組されるとともに、同部会の下に「要求事項等検討タスクフォース」が設置され、これらの部会等において、統計作成プロセス診断に関する要求事項及び方針の取りまとめに向けた検討が進められている。この一環として、令和3年（2021年）10月からは総務省及び関係省において統計作成プロセス診断の試行を開始している。</p> <p>⑤ 各府省で構成された「統計作成プロセスにおける品質管理に関するWG」において、統計ごとの業務マニュアル作成に資する標準的なマニュアルとなる「統計作成ガイドブック（仮称）」の発行に向けた議論を進め、試行版を取りまとめたところ。</p> <p>⑥ 評価分科会において、平成28年度（2016年度）統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）（平成30年（2018年）3月）において実施すべきとされた事項のうち、「経済産業省生産動態統計調査の欠測値補完方法の検証」、「経済産業省企業活動基本調査の欠測値対応の検証」について、各府省による対応状況に関する審議を行った。各府省のホームページにおける統計に関する情報提供を充実させるため、基幹統計の統計精度に関する情報提供度をスコアリングしている「見える化状況検査」の継続的なフォローアップを前回の同一のスコアリング基準を用いて実施し、一般統計調査についても、見える化状況検査を基幹統計調査に準じたスコアリング基準を用いて実施した。基幹統計及び一般統計調査の見える化状況検査の結果は、令和元年（2019年）8月の点検検証部会で報告を行い、基幹統計調査については、54調査中11調査で改善が見られた。</p> <p>⑦ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、毎年度、関係府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等について情報共有を行っている。また、統計委員会建議等を踏まえ、統計調査の調査計画及び点検・評価ガイドラインに基づき各府省が実施した点検・評価結果を、e-Statにおいて一元的に閲覧できるよう整備を行い、順次掲載作業を実施している。</p> <p>⑧ 公表数値等の誤りが発生した場合の対応について、令和2年度（2020年度）に各府省においてルールを策定し、運用を開始した。誤り発生に係る情報は、内閣官房の統計分析審査官総括担当から、各府省に配置された統計分析審査官に定期的に共有を行っている。また、令和3年（2021</p>

	<p>年) 12月に明らかとなった統計不適切事案を受け、令和4年(2022年)1月に改めてルールの周知、徹底を図った。</p> <p>⑨ 分析的審査以前に、調査票の記入漏れチェックや結果表の表内検算・表間検算などの基礎的審査を実施していない統計調査があることが判明したことから、各府省に配置された統計分析審査官の下、基礎的審査の導入を進めるとともに、分析的審査については、基幹統計調査及び特定一般統計調査を優先しつつ、段階的に導入可能性の検討を行っている。なお、基礎的審査及び分析的審査の導入状況については、年1回、フォローアップを行うこととしている。</p> <p>⑩ 政府関係法人等が作成する統計の品質等を評価するためのガイドラインの策定に向けて、統計の品質等の状況を適切に把握・評価できるようにするための仕組み等について検討を進めており、令和3年度(2021年度)には政府関係法人等が実施する統計調査等の品質表示等に関する調査研究を実施した。</p> <p>⑪ 一般統計調査の重要度に応じた区分について、「統計改革調査部会 統計体系の整理等検討会」において区分けの基準を検討し、統計行政推進会議において「特定一般統計調査の指定について」(令和2年(2020年)7月30日統計行政推進会議申合せ)の申合せを行った。</p> <p>⑫ 各府省においては、所管の統計調査について、点検・評価ガイドラインに基づき、統計調査の区分に応じ、計画的な点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善に取り組んでいる。分析的審査については、各府省に配置された統計分析審査官の下、分析的審査が導入されていない基幹統計調査及び特定一般統計調査を優先しつつ、段階的に導入可能性の検討を行っている。</p> <p>⑬ 各府省において、平成30年度(2018年度)に策定した統計に関する官民のコストの削減計画に記載された取組を実施することにより、コストの削減に取り組んでいるところ。各府省における3年間の取組状況については、令和3年度(2021年度)に最終フォローアップを実施し、令和3年(2021年)9月に2割削減の目標達成を統計委員会に報告した。</p> <p>⑭ 令和3年(2021年)11月以降、総務省から専門家(統計監理官等)を各府省に順次派遣して「統計作成プロセス診断」を試行するなど、段階的に取組を進めている。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ 毎月勤労統計事案を踏まえた令和元年の統計委員会建議(公的統計の総合的品質管理を目指した取組について)に基づき開始された公的統計の総合的品質管理(TQM)に関わる種々の取組は、現在、浸透の途上であり、十分な効果を見るに至っていない部分もあるが、その基本的な方向性である総合的品質管理(TQM)の推進は引き続き必要かつ適切であると判断される。</p> <p>今後、各府省の幹部職員のリーダーシップの下、総合的品質管理(TQM)に係る取組を、総務省の助言・支援を得て推進するとともに、更に改善・深化させることが必要である。</p> <p><基本的な考え方> (PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善)</p> <p>i) 総務省は、令和4年度における取組の結果を踏まえ、各府省における業務マニュアルの適切な整備を促し、統計調査の業務プロセスの標準化を進展させる観点から、業務マニュアルに記載すべき内容の目安を示す「統計作成ガイドブック」を策定する。また、事後検証(自己点検)や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドライン及び「統計作成プロセス診断の要求事項」の改定を行う。【総務省；令和5年度(2023年度)前半までに実施する。】</p> <p>ii) 各府省は、上記i)による改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証(自己点検)を行うとともに、策定された「統計作成ガイドブック」を踏まえ、業務マニュアルの必要な改定を行い、それに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。その際、</p>

各府省の統計幹事は、業務マニュアルの整備・更新やPDC Aサイクルの確立・定着についてリーダーシップを発揮し、業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、担当者に必要な助言・指導を行うとともに、事後検証（自己点検）が的確に行われることを確保するため、検証の結果やそれを踏まえた対応の確認を行う。【各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】

- iii) 総務省は、改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。その際には、令和4年度に実施した「点検・確認」の結果も踏まえ、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】

（業務マニュアルに記載のない事態が生じた場合の対応）

- iv) 総務省は、「統計作成ガイドブック」に、各府省が業務を遂行する際に、業務マニュアルに記載されていない例外措置を行った場合、又はその時々事情により業務マニュアルに記載された対応以外の対応を行った場合には、その記録を残すべき旨を盛り込む。【総務省；令和5年度（2023年度）前半までに実施する。】
- v) 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）などの機会に、業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか、また、業務マニュアルの記載内容を見直すかどうかを検討する。【各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】

（変更管理の取組の導入）

- vi) 各府省は、統計作成プロセスの変更時におけるリスクを低減するため、特に、統計作成プロセスの重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組（以下「変更管理」という。）を確実に実施する。【各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】
- vii) 総務省は、各府省における変更管理の取組を支援するため、業務プロセスの変更が他の業務プロセスに影響を及ぼした事例、変更管理によって問題発生を未然に防いだ事例等を収集・整理し、各府省に提供する。また、総務省は、収集・整理した事例の分析を踏まえて、「統計作成ガイドブック」に変更管理の手法や事例を掲載し、各府省は、その内容を踏まえ、所管する各統計調査の業務マニュアルについて必要な改定を行う。なお、総務省は、その後も、事例の収集等を進め、統計作成ガイドブックの内容を充実させる。さらに、総務省は、統計研究研修所における基礎・応用等の段階的に区分されたレベル別研修に、変更管理の手法等を順次盛り込む。【総務省、各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】

（遅延調査票の取扱いの明確化）

- viii) 各府省は、各統計調査の特性に応じ、統計委員会から示された「遅延調査票への対処基準」に沿って、遅延調査票を処理する。【各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】
- ix) 各府省は、業務マニュアルに遅延調査票の取扱いを記載し、その取扱いの適否について、点検・評価ガイドラインに基づいて実施する事後検証（自己点検）において、定期的に確認を行う。【各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】
- x) 総務省は、遅延調査票の取扱いが「遅延調査票への対処基準」に沿って確実に実行されるよう、遅延調査票の取扱いについて「統計作成ガイドブック」に記述する。また、基幹統計調査については、総務省が行う「統計作成プロセス診断」において、「遅延調査票への対処基準」に沿った対応や業務管理が行われているかを確認する。【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】

備考(留意点等)	
----------	--